

第 1 監査の範囲

I 監査の期間

監査（前期） 令和 3 年 9 月 29 日から 10 月 1 日まで（3 日間）

監査（後期） 令和 4 年 1 月 27 日から 2 月 4 日まで（実質 7 日間）

II 監査対象部局等

監査対象については、監査（前期）は施設関係を中心に、監査（後期）においては、各部、各行政委員会等について実施した。

監査（前期）の対象機関は 17 機関で、書面監査及び実地監査を実施した。

監査（後期）の対象部局は、各部、各行政委員会等の 26 課・室・事務局等について実施した。

○ 監査（前期）

実施区分	所管課	対象機関（施設）名
書面監査 及び 実地監査	生活環境課	十和田市民センター・体育館、不燃物投棄場
	すこやか子育て課	まちなか児童クラブ、柴平児童クラブ
	農地林務課	黒森山憩いの森公園
	産業活力課	定期市場、まちなかオフィス、鹿角花輪駅前観光案内所
	都市整備課	総合運動公園、毛馬内住宅
	総務学事課	柴平小学校、十和田小学校、尾去沢中学校、八幡平中学校
	生涯学習課	大湯ストーンサークル館、出土文化財管理センター

○ 監査（後期）

実施区分	対象部局名
書面監査	総務課、政策企画課、財政課、契約検査室、税務課、市民課、生活環境課、福祉総務課、すこやか子育て課、あんしん長寿課、新型コロナウイルス感染症対策室、農業振興課、農地林務課、産業活力課、都市整備課、上下水道課、会計課、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、教育委員会（総務学事課、生涯学習課、スポーツ振興課、国体・インカレ事務局）、消防本部

Ⅲ 監査の観点

地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第１９９条第４項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営にかかわる事業の管理が、法第２条第１４項（事務処理の能率性）及び同条第１５項（組織及び運営の合理化）の規定の趣旨に従ってなされているかどうかを主眼に、次の事項を重点に実施した。

- １ 指摘事項に対する措置状況について
- ２ 職員の配置及び服務状況について
- ３ 事務・事業の執行状況について
- ４ 予算の執行状況について
- ５ 主なる工事の執行状況について
- ６ 主なる備品の取得・処分の状況について
- ７ 施設の経営・運営及び維持管理について
- ８ 財産の維持管理状況について
- ９ 施設の管理委託業務状況について

なお、調査時点は、監査（前期）は、職員の配置状況が令和３年９月１日現在、施設の利用状況及び事業の執行状況等は原則として令和３年４月１日から令和３年８月３１日までとし、監査（後期）においては、職員の配置状況が令和４年１月１日現在、職員の服務状況は令和３年１月１日から令和３年１２月３１日まで、予算執行及び事業の執行状況等は令和３年４月１日から令和３年１２月３１日までとした。

第2 監査の方法

監査期日を定め、監査対象の各部、各行政委員会等から、あらかじめ提出を求めた資料に基づいて説明を受け、質問その他の手法により書面監査を行った。

なお、監査（前期）においては、書面監査を先に実施し、その後に実地監査を行った。

第3 監査の結果

本年度は、新型コロナウイルスの感染拡大による市民生活、地域経済への影響が続く中で、「第7次鹿角市総合計画」がスタートする重要な年として、将来都市像「ふるさとを誇り 未来を拓くまち 鹿角」の実現に向けた取り組みが進められている。

これまでに取り組んできた施策や事業の成果を捉えつつ、計画に登載した各事業の着実な推進が図られるとともに、職員一丸となつての安心安全な市民生活の確保と地域経済の回復に向けて堅実に実施されており、ポストコロナに向け、今後の取り組みにも期待したい。

また、財務に関する事務の執行についても、おおむね適正かつ効率的に行われているものと認められた。

定期監査及び財政援助団体等監査における主な所見について、以下に述べる。

なお、事務処理上の軽微な誤りや個別事項については、監査の過程において関係課に対し改善、検討を指導、要望したので、記述は省略した。

○ 定期監査共通事項

・ 服務関係簿冊等の管理について

服務関係の簿冊については、毎回記載漏れや押印漏れが見られるが、今回も数多く見受けられた。

各課とも、前回監査の指摘事項の処理状況では、改善に努めている旨の報告がされており、良くチェックされている課もあるが、多くの課では記載する側も、それを事務決裁す

る側も、確認・チェックに対する習慣が欠如しているのではないかと思われる単純なミスや、庶務管理システムの操作に不慣れと思われる事例等、不適切な処理が多い状況であった。

職員として最も基本的な事項にもかかわらず、その成果が見受けられないことから、職員服務規程、勤務管理事務研修資料等を再度確認し、適正な事務処理がなされるよう、強く望むものである。